

第4回 研修会「スポーツ講演会」

- 1 日 時 2025年12月13日(土)13:30~16:00
- 2 会 場 八千代市福祉センター 第3・4研修室
- 3 テーマ 「スポーツにおけるリスクマネジメント」
- 4 講 師 虎ノ門法律経済事務所市原支店
弁護士 石垣 祐一 先生(日本スポーツ法学会会員)
- 5 共 催 八千代市スポーツ協会



スポーツにおける リスクマネジメント

NPO法人八千代市スポーツ協会
教育スポーツアカデミー
25/12/13(土)午後1時30分～4時

1

自己紹介

◆石塚 祐一(弁護士・虎ノ門法律経済事務所市原支店)

◆スポーツ関係の活動

- | | |
|--------------|---------------------|
| ・千葉県弁護士会 | ／業務改革委員会スポーツPT(PT長) |
| ・関東弁護士会連合会 | ／スポーツ普及推進委員会 |
| ・日本スポーツ協会 | ／暴力行為等相談窓口担当 |
| ・日本スポーツ協会 | ／スポーツジャパン・編集会議メンバー |
| ・千葉県スポーツ協会主催 | ／指導者向け研修講師 |
| ・市原市部活動地域展開 | ／ベースプログラム講師 |



2

本日の予定

- ・アイスブレイク
- ・導入
 - ・部活動の地域展開について(背景事情と現状)
- ・テーマ1:アクシデントから安全配慮義務について考える(14時～)
- ・テーマ2:指導方法から安全配慮義務について考える(15時～)

3

今日お願い

- ・意見交換 ……「ぶっちゃけ本音トーク」で
- ・他人の意見 ……「今日の話は、今日だけの話」で
- ・終わったあとの感想 ……「明日試してみよう」

4

アイスブレイク(10分)

- ◆3人組または4人組で、お互いの自己紹介をお願いします。
 - ・お名前
 - ・関わっている競技
 - ・今までの競技経験の中で、一番誇らしいこと。
 - ・今までの競技経験の中で、一番キツかったこと(言える範囲で)。
 - ・この研修に参加した理由
 - ・この研修に対する期待値(高い、低い、どっちでもない)
 - ・この研修を通して学びたいこと(学べたらいいなと思っていること)
- ◆おひとりずつ、お話が終わったら拍手をお願いします。

5

導入:部活動の地域展開の背景事情

- ・生徒数の減少
 - ・学校単位で活動することの限界(チームが作れない)
- ・児童生徒のニーズの多様化
 - ・スポーツは、野球とサッカーだけじゃない
- ・教員数の減少と勤務負担増
 - ・練習時間の限界、特給法の悪弊



6

感想のシェア(5分)

- ・部活動の地域展開について、どれくらい知っていましたか？
 - ・ 全て、知っている内容だった(新しい発見は無かった)
 - ・ 知っていることもあったが、知らないこともあった
 - ・ 全て、今日初めて知った

13

テーマ1:アクシデントから安全配慮義務を考える

- 1: 誰が、法律上の責任を負う可能性があるか
- 2: どんな事故が発生する可能性があるか
- 3: 保険制度について

14

1の1:加害者本人

- ◆例
 - ・ スキーで上方から滑ってきた人が、下方で止まっていた人にぶつかって、怪我をさせた
 - ・ サッカーで、許容されていないラフプレーをして、相手に怪我をさせた
 - ・ バドミントンのラケットが顔に当たって、怪我をさせた
- ◆未成年者の場合
 - ・ **責任能力**がない場合には、損害賠償義務を負わない(民法712条)
→自分の行為の責任を認識するに足る能力
→概ね、12歳前後と言われている

15

1の2:保護者

- ◆未成年者の責任能力が**無い**場合
 - ・ 親が、監督義務者等として損害賠償責任を負う(民法714条)
 - ◆未成年者に責任能力が**ある**場合
 - ・ 親の監督義務違反があつて、義務違反と損害の発生間に因果関係が認定されれば、損害賠償責任を負うことがある(民法709条)
- (例)
- ・ 試合中、保護者が自身の子どもに対して、「思いっきり潰してこい」等と指示し、子どもが悪質なファウルで相手に怪我をさせた場合

16

1の3:指導者

- ◆顧問、監督、外部指導者、ボランティアコーチ
 - ・ いずれの立場でも、子どもたちに対する安全配慮義務を負っている
 - ・ 有償か無償かは問わない
- (例)
- ・ 誤った指導方法で練習させた結果、怪我をさせてしまった
 - ・ 子供同士が、危険な行為をしていたのに注意せず、その結果怪我をってしまった。
 - ・ 競技レベルに見合わない危険な練習をさせて、怪我をさせてしまった

17

1の4:チームの運営責任者(代表者)

- ◆安全配慮義務
 - ・ 指導者と同様に、子どもたちに対する安全配慮義務を負っている
 - ・ 有償か無償かは問わない
- (例)
- ・ 安全対策について研修会や情報共有をしていなかった
 - ・ 悪天候が予想されたのに、練習を中止せず、怪我をさせてしまった
 - ・ 施設や練習用具が、故障していたり壊れていたのに修理や注意喚起をしなかった

18

1の5:施設管理者(民法717条)

- ◆管理者(占有者)の場合
 - ・施設が**通常備えるべき安全性**または設備を欠かないようにする。
 - ・損害の発生を防止するに足りるだけの注意をする。
- ◆所有者の場合
 - ・無過失責任(土地工作物責任)

19

1の6:大会の主催者

- ◆参加者に対する安全配慮義務
 - ・運営スタッフに対する安全教育
 - ・事前調査
 - ・救護室や救急救命の体制
 - ・いざという時に動けるだけの人員
 - ・大会中止の判断
- ◆事例
 - ・落雷事故

20

意見交換(5分)

・ここまでの感想をシェアしましょう

21

2:どんな事故が想定できるか

◆安全配慮義務とは？

- ・1:危険を**予測**する
 - ・気温と湿度が高い →熱中症になるリスクが高い
- ・2:危険を**回避するための措置**を講じる
 - ・いつもより休憩を多くとる
 - ・水分補給させる、塩分も摂取させる
 - ・練習を中止する

・過去の事例から学ぶ
・想像力を働かせる
・「大丈夫だろう」は禁止

22

2の1:練習中の事故

- ・準備運動
- ・練習中
- ・飛来物
→ボール、ハンマー投げ、やり投げ、アーチェリー
- ・熱中症
- ・休憩中に悪ふざけをして…



23

2の2:試合中

- ・試合中のファウル(ラフプレー)
- ・つい、カッとなって…
- ・相手に挑発されて…
- ・本来、いないはずの場所に人がいて…



24

2の3:合宿や遠征先

- ・移動中の交通事故
- ・熱中症
- ・食中毒
- ・体調の急変



<https://www.sankei.com/article/20230903-SYKXWY2D38L7HC0NP32XUPZDIY/>

25

2の4:設備

- ◆米子市の県立高校(野球)
 - ・判決:3800万円(被告:県立高校=県)
- ・練習用具
 - ・ゴールポスト、打撃練習用のネット
 - ・竹刀、ラケット、マット運動
- ・施設
 - ・グラウンド、体育館(床など)、プール(排水口)



<https://www.yomiuri.co.jp/local/kansai/news/20230719-0Y11550015/>

26

2の5:健康上のリスク

- ・睡眠不足
- ・栄養失調(貧血)
- ・疲労骨折、慢性的な痛み
- ・オーバートレーニング



<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/266d53ff4e88f21c209300f3cd1d7546ca668>

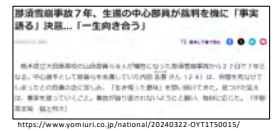
27

2の6:自然災害

- ・落雷、大雨
- ・竜巻、突風、つむじ風
- ・熱中症
- ・雪崩(雪山)



<https://newsdig.tbs.co.jp/articles/11880976>



<https://www.yomiuri.co.jp/national/20240322-0Y11550015/>

28

2の6の1:落雷事故

- ◆高槻市の落雷事故(サッカー)
 - ・事故は1996年に発生
 - ・地裁判決:2003年
 - ・控訴審:2004年
 - ・最高裁:2005年
 - ・差戻審:2008年
- ◆被害結果
 - ・心肺停止 → 救急搬送
 - ・視力障害、両下肢機能の全廃、両上肢機能の著しい障害等
- ◆被告
 - 私立高校(引率)
 - 高槻市体育協会(主催者)
- ◆判決
 - 賠償金と遅延損害金合計約4億8000万円
 - 高槻市体育協会は、その後破産

29

2の6の2:雪崩

- ◆那須雪崩事故
 - ・2017年3月
 - ・主催:栃木県高等学校体育連盟
 - ・7つの高校から、生徒46人と教員9人が参加
 - ・全員が雪崩に巻き込まれた
 - ・生徒7人と教員1人が死亡。
- ◆刑事責任
 - 教員9人
 - 業務上過失致死罪(禁固2年の実刑)控訴
- ◆民事責任
 - 教員個人の責任
 - 請求棄却
 - 栃木県、栃木県高体連
 - 約2億9千万円の賠償義務を認定

30

3: 保険制度

- ◆ 2種類のリスク
 - ・ 損害保険(怪我に備える)
 - ・ 個人賠償責任保険(法的責任に備える)

- ◆ 保険制度
 - ・ (公財)スポーツ安全協会
 - ・ 日本スポーツ協会/公認スポーツ指導者総合保険
 - ・ 損保ジャパン(個人賠償責任特約)



31

3の1: 災害共済給付金(JSC)

- ◆ 加入方法
 - ・ 契約主体 ……学校の設置者(保護者等の同意が必要)
 - ・ 共済掛金 ……保護者と設置者が負担する
- ◆ 対象になる事故
 - ・ 学校の管理下で生じた事故(怪我、病気、死亡事故)
 - ・ 授業中、課外指導、休憩時間、登下校中など
- ◆ 給付金の額
 - ・ 医療費などの実費
 - ・ 障害見舞金(等級に応じて、88万円~4千万円)
 - ・ 死亡見舞金(最大3千万円)

慰謝料や逸失利益などを積算すると、充分な金額とは言えない

32

3の2: スポーツ安全保険

- ◆ 加入要件
 - ・ 4名以上のアマチュアの団体・グループ
- ◆ 加入区分と掛け金(中学生以下の場合)
 - ・ A1 : スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動(年額800円/人)
 - ・ AW : A1+個人活動(年額1,450円/人)
 - ・ D : 危険度の高いスポーツ活動(年額11,000円/人)
- ◆ 保険の範囲(補償額は、区分によって異なる)
 - ・ 傷害保険、賠償責任保険、突然死総裁費用保険

33

意見交換(10分)

Q: 今までの経験で体験した事故や、ヒヤリハットの事例を教えてください。

- ・ 試合中や練習中の事故 ……
- ・ 練習用具や設備に関する事故 ……
- ・ 天候や自然災害に関する事故 ……

Q: その他、想定される事故やアクシデントがあれば、教えてください。

34

休憩(10分)



35

テーマ2: 指導方法について考える

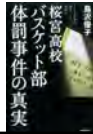
◆ 質問

前半と後半(これから)の内容で、決定的な違いは何でしょうか?

36

事例1 大阪市立桜宮高校バスケットボール部(2012年)

- ◆概要
 - 生徒 高校2年生(バスケットボール部主将・当時17歳)
 - 教師 バスケットボール部顧問(当時40歳代)
 - 学校 全国大会の常連校
- ◆出来事
 - 秋ごろ～ チームのキャプテンになる →日常的に暴力を振るわれるようになる。
 - 12/19 顧問の先生に手紙を渡そうとするが、他の部員に止められて渡さないまま終わる
 - 12/22 顧問の先生から、顔面や頭部を数十発殴られる。
 - 12/23 自宅で退去
- ◆裁判などの結果
 - 民事裁判 損害賠償 約7500万円 ...暴力と自殺の因果関係を肯定
 - 刑事裁判 傷害・暴行(懲役1年、執行猶予3年) ...暴力と自殺の因果関係を否定
 - 教員資格 懲戒免職
 - 指導者資格 指導者資格取り消し(日本バスケットボール協会)



37

事例1 大阪市立桜宮高校バスケットボール部(2012年)

- ◆生徒が顧問の先生に渡すために作成した手紙

「僕は先生に言われたことをしようとは思っています。考えようと努力もしています。でも、なかなかできないです。僕は、先生がキャプテンが必要とされている、多くのことができていないです。やろうとはしています。僕は僕なりに、その場の出来事をどうやったらいいだろう。と考えています。先生は僕に、何も考えていないと言いますが、僕は考えています」

「なぜ、僕だけが、あんなにシバき回されなければならないのですか？一生懸命やったのに納得いかないです。理不尽だと思います。僕は、今正直、何やっても無駄だと思います。キャプテンをしなければ何とかなると思っているのですか？僕は問題起こしましたか。キャプテンしなれば解決すると思っているのですか。もう僕はこの学校に行きたくないです」

38

事例2 岩手県立不來方高校バレーボール部(2018年)

- ◆概要
 - 生徒 高校3年生(中学で日本選抜経験あり)
 - 教師 バレーボール部顧問(当時40歳代)
- ◆出来事
 - 1月 春高バレーに出場
 - 3月 U18代表を選抜する最終合宿に参加
 - 4月 高校3年生になる
 - 6月 全国高校総体(インターハイ)決勝で敗戦 顧問から「おまえのせいだ負け」と言われる
 - 6/30 顧問から「だから部活やめなかって言ってるんだよ」「もうバレーするな」と言われる
 - 7/1 天皇杯選手権決勝で実業団チームと対戦
 - 7/3 自宅へ退去
- ◆裁判などの結果
 - 民事裁判 不相当(別件で損害賠償請求訴訟あり、請求認容)
 - 刑事裁判 不起訴(証拠不十分)
 - 教員資格 懲戒免職

39

事例2 岩手県立不來方高校バレーボール部(2018年)

- ◆顧問の発言
 - 「お前はバカ」「アホか」「脳みそに入ってるのか」
 - 「それでもJOCか」
 - 「前は一番でかいのにバレーが一番下手だな」
 - 「お前のかわりなんていっぱいいるから、レギュラーじゃなくてもいいんだよ」
- ◆生徒が書いた手紙(抜粋)
 - 「こんなことをしてしまって本当にごめんなさい。許して下さい」
 - 「何ども相談に乗ってもらおうと思いましたが、きっとバレーはやめられないと思うので、(中略)きっとバレーをやっている自分にはなかったと思いますが、それでも生きていくのがとてもつらかったです」
 - 「先生からも怒られ、バレーボールも生きることも嫌になりました。ミスをしたらいちばん怒られ、必要ない、使えないと言われました」

40

子どものためを思って言っただけなんです...

- ・ 自覚が無ければ、許される？



41

本当に子どものためになっているか？



42

価値観と必要なチカラの変化

- ・昭和～平成初期
 - ・物的な幸福 →車が欲しい、テレビが欲しい、携帯が欲しい
 - ・とにかく稼ぐ! →長時間労働
 - ・正解は1つ! →とにかく動く。
 - ・考えるのは経営者 →従業員は、動けばいい!
- ・平成後期～令和
 - ・心理的な幸福 →何が幸福かは、人によって違う
 - ・稼ぐことが唯一ではない
 - ・正解が1つとは限らない
 - ・ひとりひとり、考える力が必要

https://www.daiichihiyo-hc.co.jp/kit_region/download/

43

「どこまでなら、厳しくしても大丈夫？」は、
そもそも質問が間違っている。

44



45

JSPOの相談件数

- ◆2024年度の相談件数 = 536件
- ◆相談者の6割は、保護者
- ◆被害者の7割が、中学生以下

(出典) <https://www.japan-sports.or.jp/spohara/punishment/#keikou>

46

社会の目は厳しくなる一方

サッカー協会、匿名の契約解除 私服現業系
元ノ有罪判決

リーグ、富知に謹慎処分 監督がパワハラ

<https://www.nikkei.com/article/DGKZ09180281D01C7540U8000/>

<https://www.nikkei.com/article/DGKZ09180280X01C7540U8000/>

47

ハラスメントを正しく理解する

- ・暴力・体罰
 - ・身体への不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為
- ・暴言等
 - ・人格を否定するような発言・侮辱等
- ・セクシャルハラスメント
 - ・身体的接触を含むいせつ行為等心身に有害な影響を及ぼす言動
 - ・相手方の意に反して行った、わいせつな言談、性的内容の電話・手紙・電子メールの送付、つきまとい等の性的な言動
- ・不適切な指導
 - ・体力や競技力の向上、健康増進等とは明らかに無関係な、いわゆる「しごき」や「おいかみ」、罰としての特別など不適切な指導
- ・不適切な経理処理
 - ・横領、窃取、詐欺、各種補助金・助成金の不正受給、脱税等の不適切な経理処理

(出典) 日本スポーツ協会・登録者等処分規定

48

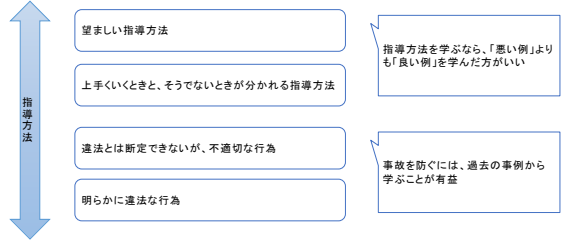
ハラスメントを正しく理解する

- ◆「絶対に」怒鳴るのは禁止か
危険の回避、正当防衛、緊急避難
- ◆「絶対に」触るのは禁止か
テーピング、救急救命(AED)
- ◆「絶対に」怒ったり、叱ったりするのは禁止か
スポーツと関係ない決まり事や約束を破ったとき
真剣に取り組んでいる子を、馬鹿にしたり茶化したりしたとき
いじめや悪口を言ったとき

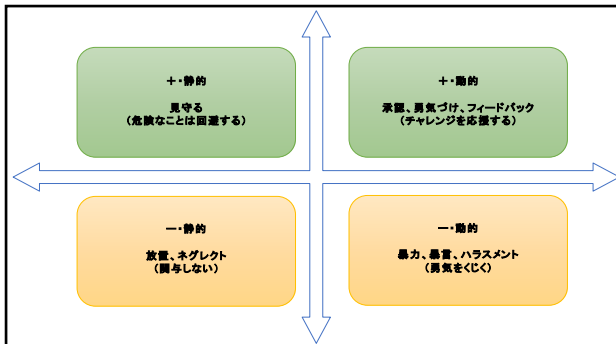
どう伝えれば、相手はわかるだろうか？

49

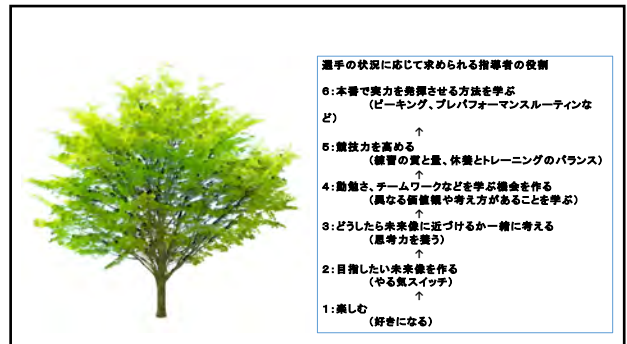
指導者が学ぶ必要があるのは、判例か？



50



51



52

「指導者＝教える人」とは限らない

◆斎藤佑樹

僕の中学時代は、野球部の顧問の先生が野球をあまりやったことのない方でした。

そこで当時キャプテンだった僕が壁上からサインを出したり、選手みんなにサインを出し合ったり、作戦を考えたりしました。

そういう経験が「自分で考える」習慣につながったと思っています。

(出典: <https://lil-count.jp/2022/06/19/post17762/>)



53

意見交換(5分)

Q:ご自身にとって、お手本にしたい指導者はいますか？

Q:その指導者の、どんなところが優れていると感じますか？

Q:ご自身の指導に取り入れたいことはありますか？

54

ワーク(ブラック&ホワイト)1

- 最初に、話し手と聞き手を決める。
- 話し手は、聞き手に、話をする。(3分間)
聞き手は、途中で意見を言ったり質問したりせず、ただただ相槌をうちながら聞く。
ただし、話し手が話す内容にめっちゃくちゃ興味をもって、話の内容を面白いと感じる気持ちで聞く。
使っている言葉は6つだけ:「へー。ほー。ふーん。それで?それから?」
- 話し手と聞き手を交代して、2をやる。(3分間)
- お互いに「話している間、どんな気持ちだったか。話し終わって、どんな感覚か。」など感想をシェアする(2分間)

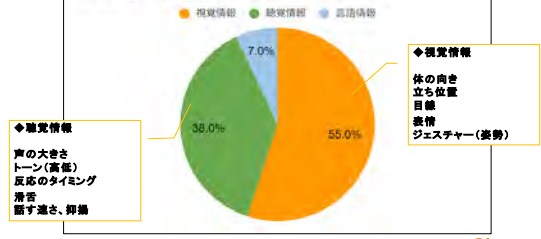
55

ワーク(ブラック&ホワイト)2

- 最初に、話し手と聞き手を決める。
- 話し手は、聞き手に、話をする。(3分間)
聞き手は、途中で意見を言ったり質問したりせず、ただただ相槌をうちながら聞く。
ただし、話し手が話す内容に全く興味がなく、話の内容も全く面白くない、自分にとってどうでもいいという気持ちで聞く。
使っている言葉は6つだけ:「へー。ほー。ふーん。それで?それから?」
- 話し手と聞き手を交代して、2をやる。(3分間)
- お互いに「話している間、どんな気持ちだったか。話し終わって、どんな感覚か。」など感想をシェアする(2分間)

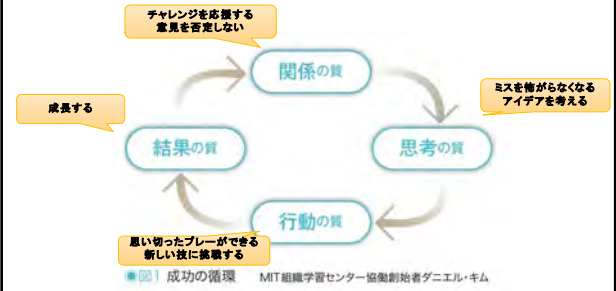
56

メラビアンの法則



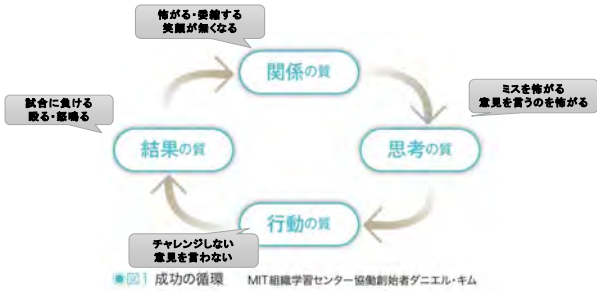
57

子どもたちが伸び続けるチームとは?



58

限ったり縮めたりすると何が起るのか



59

その気持ち、子どもたちにパレてます

- Q:こんな気持ちで、子どもたちと接していませんか?
- 子どもたちは、あまり考えていない。
 - 子どもたちは、いつまでも幼稚で、たいては成長しない。
 - 子どもたちは、考える力がないので、大人が答えを教えてあげないといけない。
 - 子どもたちは、自分たちで話し合いをすることができないので、大人が何かしてあげないといけない。
 - 子どもたちは、アイデアや発想が足りないから、大人が何かしてあげないといけない。
 - 子どもたちは、自分たちで物事を決めることができないから、大人が決めて指示しないといけない。
 - 子どもたちが考えていることは、だいたいが現実離れしていて、そのほとんどが実現するわけない内容ばかりだ。
 - 子どもたちの能力はある程度決まっていて、大人が考えている以上の能力を発揮することはない。
 - 子どもたちは単純だから、大人が邪魔ったり叱ったりしても、しばらく時間がたてば、どうせ忘れる。

60

まとめ

- ◆安全配慮義務は、スポーツに関わる全員に関係する
 - ・保護者、指導者、クラブ代表者、主催者、ボランティアコーチ
- ◆アクシデントを防ぐ
 - ・過去の事例から学ぶ
 - ・予防策を決めておく
 - ・日頃の情報収集 ……天気予報、事故や怪我のニュース、情報共有、勉強会
- ◆指導方法を見直す
 - ・「良いかかり方」を学び続ける
 - ・子どもたち以上に、大人たちが成長する

61

相談窓口のご案内

◆本日の講師

弁護士 石垣祐一(千葉県弁護士会所属)
虎ノ門法律経済事務所市原支店
千葉県市原市五井中央東2-3-1
ガーデンパレス原田203
・TEL:0436-37-2160
・FAX:0436-37-2166
・Email:shiraki@t-leo.com

◆千葉県弁護士会・スポーツ法律相談

TEL:043-227-8954
※「スポーツ法律相談を希望します。」とお伝えください。
受付時間:平日10時~11時30分、13時~16時
相談料:30分2000円(税込)
※同一内容の相談は2回まで。
相談場所:担当弁護士の法律事務所

62